

【問い合わせ先】

総合政策局交通計画課 企画調整官 坂本 潤一郎

岡島 公紀

代表：03-5253-8111 内線：24618 24612

直通：03-5253-8275

平成 20 年 3 月 3 日

国 土 交 通 省

モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の公募について

公共交通利用推進等マネジメント協議会（座長：森地 茂 政策研究大学院大学教授）は、人流分野において、公共交通機関の利用推進等により、自家用自動車からCO₂排出量の少ない交通モード等への転換をより強く図っていくことが求められている中で、利用者サイド、交通事業者サイド双方の取組をマッチングさせた実効性の高い取組を促進するため、開催されているところです。

平成19年11月20日に開催されました、第7回公共交通利用推進等マネジメント協議会において、前述の取組の一環として採択されました「モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」促進行動計画」に基づき、別紙のとおり、エコ通勤の推進を図る事業所の公募を実施します。

モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の公募について

公共交通利用推進等マネジメント協議会

地球温暖化対策の推進を図るため、第7回の本協議会において採択された「モビリティ・マネジメントによる『エコ通勤』促進行動計画」に基づき、「モビリティ・マネジメントによる『エコ通勤』」の取組を以下のとおり公募します。

1. 公募について

以下のようなモビリティ・マネジメントによるエコ通勤を推進する、市町村、企業等を公募の対象とします。

(1) 事業所の従業員の通勤交通手段をマイカーから公共交通利用、自転車・徒歩等への利用転換を図るもの

(例)

- 電車・バス等の公共交通機関利用促進の奨励
- 自転車通勤・徒歩通勤の奨励
- マイカー通勤承認基準の変更、通勤手当の変更・通勤用駐車場の使用条件の引き上げ等によるマイカー通勤減少の奨励
- 通勤バスを運行
- TFP（トラベル・フィードバック・プログラム）、啓発活動等

(2) 取組成果について、原則としてCO₂削減量を算出できること

※公募に際しての取組主体は、市町村・企業単独、市町村等地方自治体と企業等との共同でも構いません。

2. 「エコ通勤」取組の公表

応募された「エコ通勤」推進の取組状況について、ホームページ等にて公表します。

3. その他

(1) 応募については、随時受け付けます。

(2) 「エコ通勤」推進の取組への支援

「エコ通勤」推進の取組につきましては、条件が整えば国の補助制度等による支援を活用することが可能です。詳しくは、以下の事務局までお問い合わせ下さい。